ハ　農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

ニ　農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法

ホ　その他農林水産省令で定める事項

二　農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託　次に掲げる事項

イ　賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所

ロ　イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第五項第二号において同じ。）、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。同項第三号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　ロに規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所

ニ　イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

ホ　イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法

ヘ　イに規定する者が第二十一条第二項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件

ト　その他農林水産省令で定める事項

第十八条第三項中「農用地利用集積等促進計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、「あらかじめ、」の下に「関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）の意見を聴くとともに、前項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては」を加え、同条第四項中「利害関係人の」を削り、同条第五項中「農用地利用配分計画が」を「農用地利用集積等促進計画が」に改め、同項第一号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二項第一号」を「第二項第二号イ」に改め、「（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次号において同じ。）」を削り、同号ただし書中「賃借権の設定等」を「賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二項第一号」を「第二項第二号イ」に改め、「（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二項第一号ロに規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行う者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

第十八条第五項第五号中「第二項第二号」を「第二項第二号ロ」に、「同項第一号」を「同号イ」に、「同項第三号」を「同号ハ」に改め、同項第六号中「第二項第二号」を「第二項第一号ロ又は第二号ロ」に改め、同号イ及びロ中「賃借権の設定等」を「第一項の権利の設定又は移転」に改め、同条第六項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聴き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。

第十八条第七項中「関係農業委員会」を「関係する農業委員会」に改め、同条第八項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「第一項の」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　第七項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。

第十八条に次の二項を加える。

11　農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定による要請の内容と一致するものであるときは、第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

12　農地中間管理機構は、前項の規定による要請があったときは、当該要請の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

第十九条第一項中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二項中「（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）」を削り、「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定により市町村が提出した農用地利用集積等促進計画の案の内容と一致するものであるときは、同条第三項及び第六項の規定にかかわらず、同条第三項の規定による市町村の意見の聴取及び同条第六項の規定による協議を要しない。

第十九条に次の一項を加える。

4　市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとする。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

第十九条の二を削る。

第二十条の見出しを「（農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借等の解除）」に改め、同条中「有する農地中間管理権」の下に「若しくは経営受託権又はその委託を受けている農作業」を加え、「当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条」を「第十八条第七項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「よって設定」を「よって設定され」に改め、「使用貸借」の下に「、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによっ